

## 新型コロナワクチン接種時の 診療情報提供料(Ⅰ)、在宅患者訪問診療料について

2021年5月11日付で、厚労省より新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の特例についての事務連絡が発出されました。今回は新型コロナワクチン接種時の取り扱いについて以下の内容が示されていますので、お知らせいたします。

### 自院に通院している患者が他院でコロナワクチンを接種する場合

問) 自院に通院している患者が他の医療機関等において市町村の予防接種実施計画等に基づき新型コロナウイルス感染症に係るワクチン(以下、「新型コロナワクチン」という)の接種を受けるにあたり、当該他の医療機関等より診療情報提供を求められ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合、情報提供先の医療機関等を診療情報提供料(Ⅰ)注2に掲げる市町村とみなしてよいか。

答) よい。なお、その場合、「別紙様式11」、「別紙様式11の2」又はこれらに準じた様式の文書を用いてよい。

※ 情報提供先の他医療機関を診療情報提供料(Ⅰ)の注2に掲げる市町村とみなせるため、診療情報提供料(Ⅰ)を算定できます。

### 訪問診療と同日にコロナワクチン接種をする場合

問) 在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して、保険医療機関の保険医が訪問診療を行った日と同一日に、市町村との委託契約に基づき、新型コロナワクチンの接種に係る診療等を実施した場合、訪問診療に対して在宅患者訪問診療料(Ⅰ)又は(Ⅱ)は算定できるか。

答) 算定可

(出典) 2021年5月11日付厚労省事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の  
臨時的な取扱いについて(その46)」

佐賀県保険医協会  
佐賀市駅前中央1-9-45 大樹生命ビル4F  
TEL0952-29-1933 FAX0952-23-5218  
MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp  
HP : <http://saga-doc.jp/>